

# コンプライアンス規程

令和 8 年 2 月 24 日理事会承認

## （目的）

第 1 条 この規程は、公益財団法人宮城県生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）におけるコンプライアンスの推進について必要な事項を定め、もって、指導センターの社会的信頼性の確保と業務運営の公正性の確保に資することを目的とする。

## （基本方針）

第 2 条 指導センターは、社会的責任を自覚し、健全で透明性の高い組織運営を行う。

2 理事長をはじめ役員及び職員（以下「役職員」という。）は、法令・定款・諸規程の遵守を最優先とし、違反又はそのおそれのある行為を未然に防止するよう努めなければならない。

## （定義）

第 3 条 この規程において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) コンプライアンスとは、法令、定款、諸規程及び社会的倫理を遵守して業務を遂行することをいう。
- (2) 法令等とは、法令（通達・指針を含む）、定款、指導センターの諸規程、理事会決議及び業務マニュアルをいう。
- (3) 役職員とは、指導センターの理事、監事、評議員及び職員（臨時職員を含む。以下同じ。）をいう。
- (4) コンプライアンス違反とは、法令等に違反し、又は違反するおそれのある行為、その他社会的信頼を損なうおそれのある行為をいう。

## （組織）

第 4 条 指導センターにコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス統括責任者（以下「統括責任者」という。）
- (2) コンプライアンス担当理事（以下「担当理事」という。）
- (3) コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）
- (4) コンプライアンス事務局（以下「事務局」という。）

## （統括責任者）

第 5 条 理事長は、指導センターのコンプライアンスに関する統括責任者

として、体制の整備及び運用に関する最終的な責任を負う。

- 2 統括責任者は、必要に応じて施策の決定及び改善命令を行うものとする。

(コンプライアンス担当理事)

第6条 コンプライアンス担当理事は、定款第27条第3項及び理事会運営規程第8条の規定により決定された代行順序の上位の副理事長を充て、統括責任者を補佐し、コンプライアンスの推進に関する実務を統括する。

- 2 担当理事は、委員会の委員長を務めるとともに、理事会に対してコンプライアンスの状況について、定期的及び必要に応じて報告する。

(コンプライアンス委員会)

第7条 指導センターにおけるコンプライアンスの推進について必要な事項を検討するため、コンプライアンス委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる事項を所管する。
  - (1) コンプライアンスに関する取組みの推進に関すること
  - (2) コンプライアンス違反行為(違反するおそれのある行為を含む。以下同じ。)に対する調査並びに対応策及び再発防止策に関すること。
  - (3) その他、コンプライアンスに関する施策に策定、体制の構築及びその推進に関すること。
- 3 委員会の構成員は、担当理事(委員長)、監事及び事務局長とする。
- 4 委員長が必要と認めたときは、当事者以外に委員以外の者を委員会に出席させることができる。
- 5 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(弁明の機会)

第8条 委員会の議事が、前条第2項第2号のときは、当該相手方に弁明の機会を与えることができる。

(事務局)

第9条 指導センターに事務局を置く。

(違反の報告・連絡等)

第10条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかに委員会に報告しなければならない。

- 2 指導センターは、報告者が報告したことを理由として、その報告者に

対していかなる不利益取扱いもしてはならない。

(公表)

第 1 1 条 この規程は、指導センターホームページにより公表する。

(改廃)

第 1 2 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第 1 3 条 この規程に定めるもののほか、運用に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。